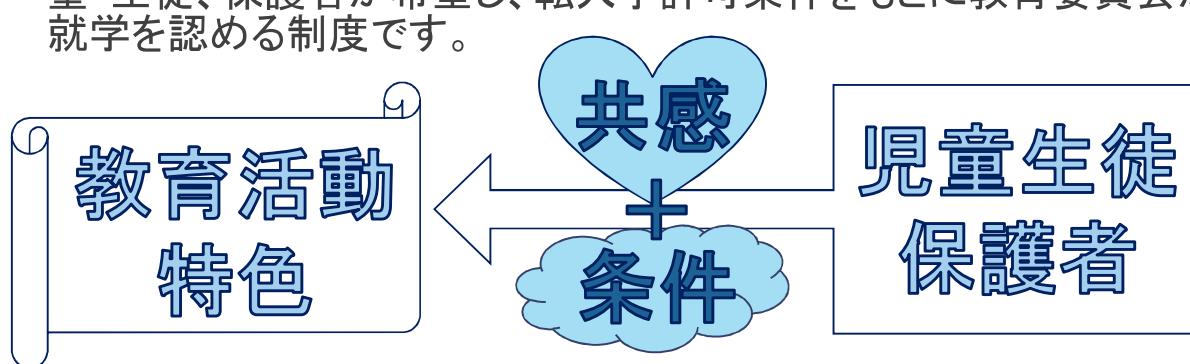


方策協議について

1

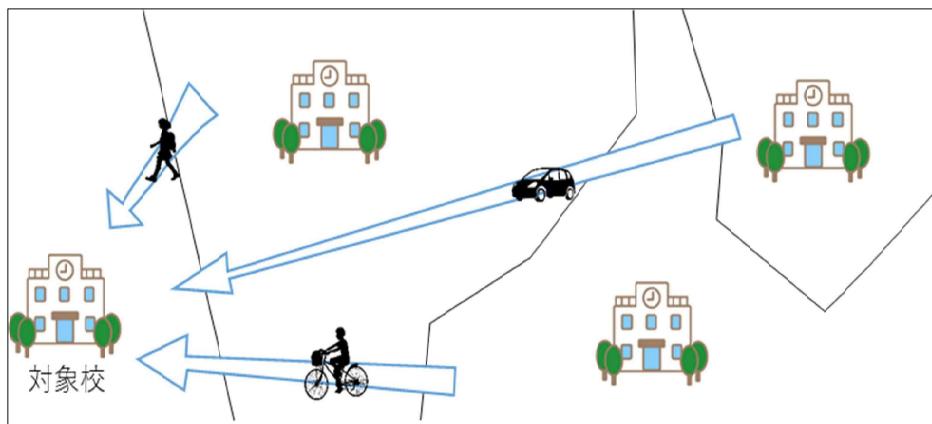
1 特認校制度(学校選択制)

・通常の学区とは異なり、通学区域を広げて児童・生徒の募集を行う制度です。本制度は、当該学校の教育活動・特色に共感をもつ児童・生徒、保護者が希望し、転入学許可条件をもとに教育委員会が就学を認める制度です。



2

1 特認校制度(学校選択制)



3

1 特認校制度(学校選択制)

- ・実施にあたって、特色ある教育活動、通学方法、地域の活動への協力等の配慮が必要。
- ・受け入れる学校の体制づくり、広報等、綿密な計画が必要。

4

1 特認校制度(学校選択制)

期待される効果

小規模校としての課題が一時的に解消される。

- ①児童・生徒数の増加 → 学級数の増加 → 教員数の増加
- ②クラス替えの実施(児童・生徒の人間関係の固定化解消)
- ③児童・生徒の活動機会の拡充
(委員会、クラブ活動、部活動等の数の増加)

5

2 本市の現状

本市の特認校の特色(桜山小、白山中)

外国語・外国語活動、道徳教育、生徒指導

過去5年間の入学者数

入学年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
桜山小	9	23	17	10	21	5	11	96
白山中	5	12	18	13	14	25	17	104
計	14	35	35	23	35	30	28	200

6

2 本市の現状

実施にいたるまで(準備期間等)

H26 教育委員会会議で協議(7月・8月)

H27 周知

H28~30 モデル校としての試行期間(小中連携)
小中一貫教育に向けた研究・準備

H31(R1) 開校(小中一貫)

7

3 小中一貫教育

小・中学校9年間の教育課程を編成し、学びと育ちの
連続性を重視した教育

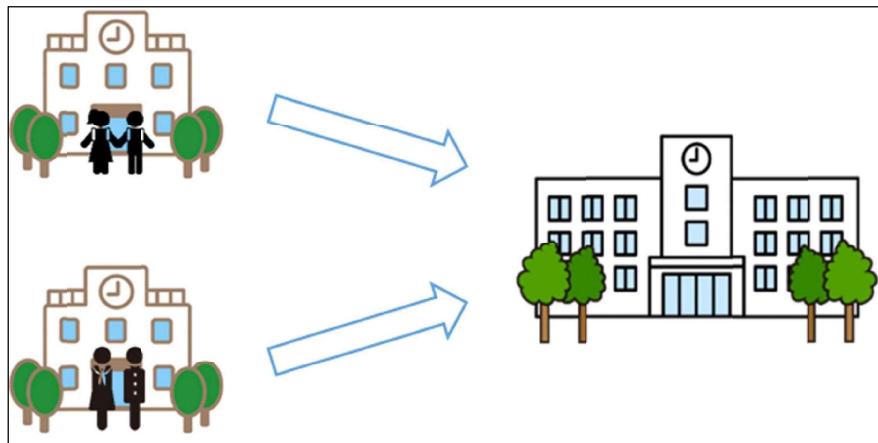
ねらい・期待される効果



- 中学校入学時の円滑な接続 → 中1ギャップの解消
- 学習意欲の向上 → 確かな学力の向上
- 教職員の交流・活性化 → 児童・生徒理解

8

3 小中一貫教育



9

4 小中一貫教育（義務教育学校）

義務教育学校とは…

1人の校長のもと、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統を確保した教育課程を編成・実施する学校。

10

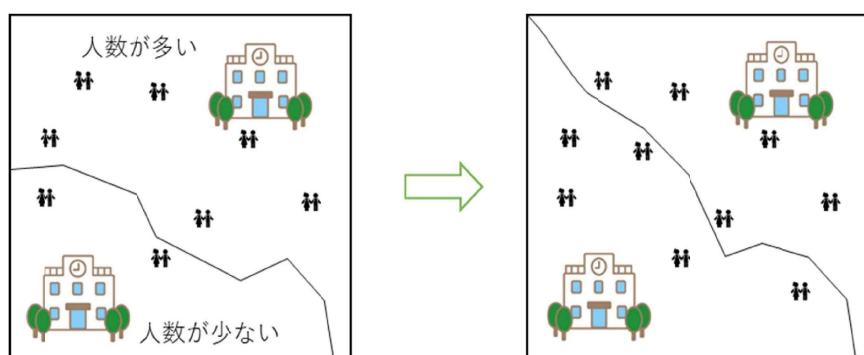
5 小中一貫教育の比較

小中一貫教育		
種別	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
施設	施設一体型 施設隣接型 施設分離型	
校長	それぞれ配置	1名
職員組織	それぞれ別の教職員組織	1つの教職員組織
修行年限	小学校6年 中学校3年	9年間 (前期課程6年+後期課程3年)
適正規模 学級数	小学校 12~18学級 中学校 9~18学級	18~27学級を標準 (学校教育法施行規則)

11

6 通学区域の見直し

通学区域を見直し、適正規模となるようにする方法です。



12

7 統合・再編

学校を統合・再編して、より規模の大きい学校とする方法です。

